

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局宿舍管理規程（昭和三十八年十二月十九日公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局職員及び知事部局職員」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。